

第 1 1 回定例会（会議録）

開 催 日	平成30年11月30日（金）
開 催 場 所	美和総合福祉センターすみれの里 2階集会室
開 催 時 間	午後2時00分～午後4時41分
出 席 委 員	堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、佐藤明美、溝口正己
欠 席 委 員	なし
出 席 者	教育長始め事務局職員9名
傍 聴 人	1人
議 事 日 程	<p>日程第1 教育長あいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第85号 あま市教育長に対する事務委任規則について</p> <p>議案第86号 2019年度あま市美和図書館館内整理日の承認について</p> <p>議案第87号 あま市指定文化財について</p> <p>議案第88号 後援申請について</p> <p>議案第89号 区域外就学申請について（非公開）</p> <p>議案第90号 指定学校変更願申請について（非公開）</p> <p>議案第91号 適応指導教室入室申込書について（非公開）</p> <p>議案第92号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>議案第93号 特別支援教育就学奨励費の受給審査について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度儀式等について ・学校給食用牛乳について ・平成30年12月議会議案（補正予算）について（非公開） ・通級児童生徒の入級願について（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（非公開） ・公文書公開請求書について（非公開） ・生徒指導（平成30年10月）について（非公開）

発 言 者	議事の概要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会を宣言する。)
教 育 長	(あいさつをする。)
教 育 長	前回の議事録の承認をお願いします。
委 員 全 員	(議事録に署名・押印。)
教 育 長	教育長の経過報告をします。
	(平成30年10月26日～平成30年11月30日の経過を報告する。)
教 育 長	議案第85号「あま市教育長に対する事務委任規則について」を議題としま
	す。
学 校 教 育 課 長	教育委員会に諮る議案として提出するものの中で、事実上報告で終わるもの
	が多数含まれていることから、整理をする意味で規則改正を提出しました。
	(資料に基づき改正文の説明)
教 育 長	質疑を許可。
委 員 員	委任事項の中で、事務局職員の任免についてはどこから読み取ったらい
	か。
学 校 教 育 課 長	第2条第4号から第6号です。
委 員 員	第6号で読ませるつもりだと思いますが、懲戒と書いてあるので任免は入ら
	ないのではないかと。事務局職員について規定すべきだと思います。県費負担
	教職員というのは、教員と学校事務職員だけしか捉えないので、事務局職員
	の任免は誰が行うかと言えば、市長ではなくあま市教育委員会なので、ここ
	で規定すべきだと思います。
学 校 教 育 課 長	来月の定例会で再度提出させていただきます。
委 員 員	報告案件基準の中の「条例に根拠があるもの」という中で、「スポーツ振
	興審議会」というのはないのですか。
教 育 長	ないです。あま市は「社会教育審議会」の中に入っています。本当は作ら
	なければいけないと思いますが、社会教育委員会の中にスポーツ関係者を入
	れて、ずっとその流れで来ています。
委 員 員	規則の中で「スポーツ推進委員」を定めているということですか。
教 育 長	そうです。
委 員 員	「規則等に根拠があるもの」とありますが、規則で置かなければならない
	となっている人と、設置要綱等で置く人を同じレベルで考えるんですか。
	「規則等に根拠があるもの」という整理なんですが、私は「条例、規則に根
	拠があるもの」と思っていましたけど違いますか。規則そのものは教育委員会
	で議決しなければいけないので、それ以外の要綱で決められているものは教
	育長決裁でいいと思います。
学 校 教 育 課 長	ここに記載のある「学校医」以外は全て規則に基づいているので、議決を
	要するものに類しますが、現実的には名簿を作成し議決されてから委任する
	というのは事務的に難しい。4月1日から任命するのに2月か3月の教育委員会
	に諮らなくてはならないが、それまでに名簿が出来上がらないということも
	現実にあります。
学校給食センター課長	学校給食センター課で言いますと、PTAの役員が入ってくる場合が多々あり
	ますので、PTAの総会で正式に決まるということになると4月の中旬か後半に
	なってしまいますが、現実的には4月1日からお願いすることになりますので、

	それを2月、3月の教育委員会でお示しするのはPTAの場合でいきますと難しい。
学校教育課長	そういった事務上の都合と、改正前の規則では「社会教育委員」のみ条例設置ということで規則に載っていますが、従前規則の根拠による委員は一つもあがっていませんでしたので、会議への報告という扱いにさせていただければと思います提案させていただきました。
委員	今までの規則に合わせたという形ならそれはそれですが、規則設置のものは当然チェックもしてみえる訳ですよ。
学校教育課長	全課でしております。
教育長	総務課の法令執務の担当には相談した上で提案させていただいています。先ほど委員が言われた委任事項の中で、改正前だと「教育長及び課長（係長）以上の任免を行うこと。」と入っているの、教育委員会の職員が入ってくるべきなので、それをどこに入れるか一度確認すべきですね。
学校教育課長	考え方として二つあると思うんですが、入れるという形ともう一つは法律の条文そのままあま市の規則の中に入れてしまえば、法律に準拠した規則となります。
委員	法律には「その他の教育機関」とあるが、あま市には「その他の教育機関」はあるんですか。
教育長	ないですが、今後できるかもしれないので包含するのかなと思います。
学校教育課長	法律にある「当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園」のように、なくても謳っておくスタンスもありますが、この辺りはもう一度精査させていただきますので、来月の教育委員会会議に内容を詰めたものを提出させていただきます。
教育長	まずは教育委員会全体に関わる部分でのこれからの教育委員会の持ち方ということに関わってきますので、本日議決ということではなく、委員からいただいた質問や意見等を参考にしながら、来月再提出し1月からの教育委員会の持ち方についての基本にしたいと思います。
委員	コーディネーターはどこに位置しますか。
生涯学習課長	コーディネーターは学校協働本部で要綱を定めていますので、要綱の中で委員ではなく推進員になります。別名コーディネーターになります。
委員	これ以外にもまだ要綱設置の委員はありますか。
学校給食センター課長	今後は学校給食センターで「アレルギー検討委員会」の要綱で作ろうと思っています。
委員	よく問題が起こった時に「第三者委員会」とかは市で作るのか教育委員会で作るのか分からないが、学校関係で何かあった時に作らざるを得ない。
教育長	基本的には重大なものは市になりますので、「第三者委員会」となります。「いじめ問題対策連絡協議会」等ということでそれが含まれることとなります。12月には議決をいただくことになると思います。
学校教育課長	基準についてはその都度見直しをさせていただきます。
教育長	気が付かれたことがあれば、事務局に連絡をいただければ付け加えていきたいと思います。第85号については12月定例会で再度ご審議の上、ご議決ください。
	議案第86号「2019年度あま市美和図書館館内整理日の承認について」を議題とします。
生涯学習課長	あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則第4条第2項及び3項の規定に基づき休館日のご承認をいただきますようお願い致します。

	8月は19日（月）。12月は16日（月）。2月は13日から19日までの月曜日を 除いた6日間となります。
教 育 長	質疑を許可。
委 員	質疑なし。
教 育 長	承認とします。議案第87号「あま市指定文化財について」を議題とします。
生涯学習課長	資料に基づき、甚目寺歴史民俗資料館所蔵の「甚目寺説教源氏節人形及び 正本 附その関連資料」について説明。市指定有形民俗文化財に相当である かご協議をお願いします。なお、ご協議の上はあま市文化財保護審議会に諮 問してよろしいか。
教 育 長	質疑を許可。
委 員	広島と甚目寺しか残っていないと聞いたが、広島は県の指定でしたか。
生涯学習課長	廿日市市に観せるためのシアターが作ってあり眺楽座がやります。
委 員	それは有形民俗、無形民俗ですか。
生涯学習課長	無形になっていたはずです。
委 員	甚目寺は無形には出来ないということですね、形で残ってるから。
生涯学習課長	以前に、もくもく座からも「自分達を無形文化財に指定してください。」 とご意見もあったんですが、それは出来ませんと。この人形は江戸時代から 明治時代にかけて作られたもので、大体20～25体を1セットにして販売してい たようです。セット物でこうして残っているというのが全国にもなく、多分 あま市にしかないというものです。ただ今のもくもく座はこの人形を使って 演じているわけではなく、自分達の創造でまた新たなものを作りまして現代 風に少し目が大きいんです。それを作って新たに自分達の創作として行って おりますので、ここから伝統を引き継いでいるというものではないものです から、「新説教源氏節」と呼んだ方がいいのかもしれないかもしれませんが、そういった 形のものになります。
委 員	今までに指定しようという動きはなかったんですか。なぜ今回出たのです か。
生涯学習課長	これは8年前に6代目が亡くなった後は、その息子さんは会社員でしたので、 自分自身はやりませんとあま市に寄贈いただきました。寄贈いただいて8年か かりましたが報告書になりましたので、これをもって市の指定文化財へとい うこととなります。
委 員	将来的に県指定へと上がっていく見込みはあるんじゃないですか。もう少し 調べないといけないですか。
生涯学習課長	実は、調べなければいけないんですが、調べるために「まさか同じ物が他 にも無いですよ。」と意味を込めてこの報告書を先に売り出しておしまし て、今の段階で500円で資料館で頒布しているんですが、30冊位出たかと思 います。今のところ内容的な間違いとか、この人形に関する新たな情報はない が、名古屋で人形の研究している研究所があり、そこの加納さんという方が 執筆者であるんですが、「日本全国他には無い」とおっしゃっていますので、 おそらく無いんだと思います。で、無いということが確定すればいよいよ県 指定に持って行っていいのかなという気はします。
委 員	今回事務局が研究、調べていただいたわけだから、文化財保護審議会に諮 問いただいて答申を受ける訳ですね。
生涯学習課長	はい。
委 員	その結果が教育委員会に帰ってくると思っていればいいですね。

生涯学習課長	早くて再来月の教育委員会で建議という形で答申が戻ってきます。
教 育 長	議案第87号については、文化財保護審議会の方へ諮問することによろしい でしょうか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	議案第88号「後援申請について」を議題とします。
生涯学習課長	生涯学習課からは専決処分1件と審議案件2件です。
	①2019 春 アズワンワンダースクール (特定非営利活動法人アズワン)
	②0歳からのクラシックコンサート (特定非営利活動法人 ほっとネット・みわ)
	③名曲コンサート オークストラの魅力 (特定非営利活動法人 ほっとネット・みわ)
	②③について審議をお願いします。
教 育 長	質疑を許可。
委 員	これはベビーカーを大ホールに入れるスペースはあるんですか。
生涯学習課長	元々身体障害者用のスペースがあります。
委 員	数台しか入りませんよね。
生涯学習課長	あとは膝の上に抱くということになると思います。
委 員	例えば通路に置くというのはだめでしょう。
生涯学習課長	通路に置くということはだめなんです、折り畳むということになります。
教 育 長	消防法的には大丈夫なのか。
生涯学習課長	通路が確保できれば大丈夫かと思えます。その辺りのところは主催者側と 文化会館で話をしているところです。
教 育 長	第88号の②及び③について承認でよろしいか。
全 委 員	承認。
教 育 長	その他「平成31年度儀式等について」をお願いします。
教 育 次 長	平成30年11月13日の第4回海部地方教育事務協議会で承認をされました。 (資料により日程説明)
	あま市においては二期制でありますので、前期後期の境目は異なる日程で 実施します。
教 育 長	本市については、二学期、三学期の始業式、終業式等々はありません。二 期制になりました。今年度が終わるところ学校評価等で色んなご意見をいた だきます。平成31年度の儀式についてはこれでやらせていただきます。
全 委 員	了承。
教 育 長	その他「学校給食用牛乳について」をお願いします。
学校給食センター課長	(経緯、現状の提供方法、平成31年度以降の提供方法、課題について説明)
	現在学校給食の牛乳は瓶で提供させていただいていますが、愛知県学校給 食牛乳協会より平成31年度以降の学校牛乳提供については、瓶から紙パック に変更したい旨の連絡がありました。本年の9月中旬に愛知県学校給食牛乳協 会とあま市を含む海部地区周辺の学校に牛乳を納入されている業者が、来年 度以降の牛乳の提供について相談があるとのことで、学校給食センター課に 来庁され今年度末をもって学校給食飲用牛乳から撤退するというので、そ の業者は愛知県だけでなく、全国規模の会社ではありますが、全国的に学校 用の飲用牛乳事業から撤退するというような説明がありました。
	紙パックによるごみ増量を少しでも減量させるためには、リサイクルを推 進していく必要があると考えております。この牛乳パックには、「テトラパ

	ック」というマークがついています。これはリサイクルをするとベルマークの点数に換算され、ベルマークと同様に学校備品等の購入に充てられます。
	リサイクルの課題として、牛乳パックの解体や洗う必要があります。今回委員の皆様には、学校給食用牛乳の試飲とパックの解体を体験していただきます。周知については、「給食だより」の中でPRを2月、3月に考えています。
教 育 長	議案第89号から議案第93号までは秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とします。
	その他「平成30年12月議会議案（補正予算）について（非公開）」、「通級児童生徒の入級願いについて」、「あま市内教職員人事案件」、「公文書公開請求書について」及び「生徒指導（平成30年10月）について」も秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とします。
【次回予定】	・平成30年12月20日(木)午後2時00分 定例会 (美和総合福祉センターすみれの里 3階ボランティアルーム)
	【閉会時刻：午後4時41分】